

<保存版>

鎌ヶ谷市立道野辺小学校PTA会則

道野辺小学校 P T A

平成 25 年 4 月 19 日改訂

鎌ヶ谷市立道野辺小学校PTA会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は鎌ヶ谷市立道野辺小学校PTAと称し、事務所を同校(鎌ヶ谷市東道野辺5-5-1)におく。

(目的)

第2条 本会は父母又は保護者と教職員が協力して次のような活動を行うことを目的とする。

- 1 家庭、学校及び社会における児童の健全な成長を助ける。
- 2 児童の教育環境をよくする。
- 3 地域における児童の生活環境の改善及び教育施設を充実する。
- 4 会員相互の親睦を図る。
- 5 その他必要な活動。

(方針)

第3条 本会は上記の目的のための児童福祉に関する活動をする社会的諸団体及び機関と協力する。

- 1 本会は本会役員名で公の選挙に関知しない。
- 2 教育行政の振興に協力するが、学校経営等には干渉しない。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 道野辺小学校に在籍する児童の父母又は保護者。
- 2 道野辺小学校に勤務する教職員。

(加入)

第5条 本会の会員は市、県、全国のPTA連絡協議会の会員となる。

(権利)

第6条 会員はすべて平等の義務と権利を有し、且つ会費を納めるものとする。

第3章 経理

(経費)

第7条 本会の経費は会費、その他の収入によって賄われる。

(会費)

第8条

- 1 会費は1世帯につき、月額200円とする。
- 2 年度の途中において児童が転入出した時の会費は転入の翌月より納入、転出の翌月より還付する。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 総会

(総会)

第10条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。

第11条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は原則として毎年4月に開催し次の事項を議決する。

- 1 事業報告
- 2 決算報告の承認
- 3 事業計画と予算の審議
- 4 会則の改廃
- 5 役員を選出

- 6 その他
- 第 12 条 総会は会員数の 3 分 1 以上の出席によって成立するものとし、委任状をもって出席にかえることができる。
- 2 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき又は会員の 5 分の 1 の要求があったとき開催する。
- 3 総会の議決は出席者の過半数で決する。
賛否同数のときは議長の裁決により決することができる。

第 5 章 役員及び会計監査

(役員)

- 第 13 条 本会の役員及び会計監査は次のとおりとする。
- 1 本会の役員は次のとおりとする。
会長 1 名 副会長 2 名ないし 3 名 会計 2 名 書記 2 名
事務局長 1 名 事務局次長 1 名
- 2 会計監査は 2 名とする。

(役員任期)

- 第 14 条 役員及び会計監査の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

(役員選出)

- 第 15 条 会長、副会長、会計、書記、会計監査は、選考委員会によって準備された候補者を総会で選出する。
任期途中で役員に欠員が生じた場合は、候補者を会長が推薦し、運営委員がこれを承認する。任期は前任者の残任期間とする。
本部役員（会計監査を除く）を 2 年続けて勤めた場合、次回 P T A 役員を 1 回免除する。

第 6 章 職務

(役員職務)

- 第 16 条 校長はすべての会議に出席し、会の運営に意見をのべることができる。
- 2 会長は会務の一切を統括し、本会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 会計は次のことを行う。
(1) 総会で決定した予算に基づき、会計事務の処理をする。
(2) 本会の財務の保存をする。また決算報告をする。
(3) 定期総会において、会計監査を受けた決算報告をする。
(4) 予算案の立案に協力する。
- 5 会計監査は必要に応じ随時会計監査を行い、予算運用の適否を総会に報告する。
- 6 事務局長および事務局次長は本会の庶務を行うと共に活動に協力する。
- 7 書記は総会、役員会、運営委員会等の議事並びに会の活動の重要事項を記録し保管にあたる。

第 7 章 役員会及び運営委員会

(役員会)

- 第 17 条 役員会は会長、副会長、会計、書記、事務局員で構成し、総会、運営委員会の議事等必要事項について検討する。
役員会の下に行事委員会を置き、行事委員会は本会運営又は協力する行事を執行する。

(運営委員会)

- 第 18 条 運営委員会は役員、専門部部长、地区委員長、学年委員長、父親サミット代表及び臨時委員会のある場合は、その委員長で構成する。
- 2 運営委員会は原則として、毎月 1 回開催するほか、会長が必要と認めたとき、又は構成員の 3 分の 1 以上の要求があったとき開催する。

- 3 運営委員会は委員数の2分の1以上出席しなければその会議を開き、議決することができない、
但し委任状をもって出席にかえることができる。
- 4 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。
- 5 運営委員会は総会の決定に基づき、会務の運営にあたる。

第8章 専門部会

(部会の種類)

第19条 本会に次の専門部を置く。

- 1 文化部
- 2 広報部
- 3 事業部
- 4 補導部
- 5 地区委員会

(部会の任務)

第20条 専門部はそれぞれ次の任務を行う。

- 1 文化部 会員相互の親睦及び教養を深める為の講演会、講習会、バス研修の企画・運営。
- 2 広報部 会員意識を高めるための広報活動、会報等の発行に関する事項。
- 3 事業部 学校内の施設、設備の充実改善に関する事項、その他各部の属さない事項。
- 4 補導部 児童の生活指導及び交通安全等校外における補導に関する事項。
- 5 地区委員 有価物に関する一切の仕事。

(部会役員を選任)

第21条 専門部会はそれぞれ部長1名、副部長2名を互選し、部活動に必要な事項を協議し運営委員会の承認を得て執行する。又、運営委員会に議案を提出し審議を求めることができる。部長は3年から6年の役員の中から決める。

- 2 部長に事故ある時は、副部長がその職務を代行する。

第9章 附則

第22条 この会則の改正については、総会の決議を得なければならない。
但し、総会出席者の3分の2以上の賛成を得ることとする。

(規定)

第23条 この会の運営に関し必要な細則は会則に反しない限り、運営委員会で定めることができる。

但し、その結果を総会で報告する。

(附則)

第24条 この会則は昭和52年4月1日より施行する。

昭和60年4月1日改訂

昭和61年4月1日改訂

平成6年4月23日改訂

平成10年4月18日改訂

平成14年4月25日改訂

平成15年4月24日改訂

平成20年4月25日改訂

平成25年4月19日改訂

細則（１） 選考委員会

- 第1条 本委員会は会則第15条に基づき制定し、又その構成のための招集は会長がこれを行う。
- 第2条 本委員会は会長、副会長、会計、書記、会計監査を指名し、総会に諮ることを任務とする。
- 第3条 本委員会は会長、副会長、会計、書記、会計監査候補者を指名するに当たり、予め総会前に候補者の承認を得なければならない。
- 第4条 本委員会の指名が総会において否決された場合は、新たに候補者を指名しなければならない。
- 第5条 本委員会委員は候補者として指名されることはできない。
但し、委員を辞退した時は、この限りではない。
- 第6条 本委員会は各学年代表の中から3名、専門部代表から2名、役員から1名、教職員から1名を以て構成する。
- 第7条 本委員会は委員長1名、副委員長1名を互選し、委員長は選考委員会を代表する。

平成2年1月19日改訂

平成3年4月22日改訂

細則（２） 学級委員、専門委員、地区委員、父親サミット

- 第1条 各学級PTAは、原則として各2名の学級委員、補導部員並びに文化部員、広報部員、事業部員各1名と行事委員若干名を選出する。
- 第2条 学級委員は互選により学年委員長1名、副学年委員長1名を選出する。
- 第3条 学級委員会は次のことを行う。
1 学級担任と協力し、学級活動の企画・運営、連絡にあたる。
2 その他
- 第4条 学年委員会は次のことを行う。
1 学年担任と協力し、学年及び学級活動の企画・運営をする。
2 学級PTAからの提案事項の処理。
3 運営委員会への提案事項の審議。
- 第5条 学年委員長は次のことを行う。
1 学年委員会を代表し、運営委員会の審議に参加する。
2 運営委員会から学年委員会への所要事項の伝達。
3 学年委員会に関する連絡等を学級委員と協力し、学年PTA活動を推進させる。
4 委員長事故ある時は、副委員長がその職務を代行する。
- 第6条 各地区PTAは地区委員を若干名選出する。
- 第7条 地区委員は地区PTA活動の連絡及び推進にあたる。
- 第8条 父親サミットはPTA会員全ての父親を対象として構成し、PTA行事に積極的に参加する。
2 運営委員会には、父親サミット代表が出席する。
但し、出席できない場合は本部会長及び副会長が代理出席する。
3 父親サミット会議には、サミット会員、本部役員が出席する。
- 第9条 この規定は、平成10年4月18日より効力を発する。

平成10年4月18日改訂

平成25年4月19日改訂

細則（3） P T A旅費規定

- 第1条 P T Aの業務で出張する場合、必要な旅費等は経常費より支出する。
第2条 旅費等は実費とする。
第3条 この規定は昭和52年4月1日より効力を発する。

細則（4） P T A見舞金規定

- 第1条 見舞金の対象は本会の会員とし、下記の通り適用する。
前項の規定は、自然災害時はこれを適用しない。
第2条 見舞金に関する金額の基準は下記の通り適用する。
1 死亡：会員 10,000円 本校児童 10,000円
2 火災：会員 10,000円
3 見舞金：会員 3,000円 本校児童 3,000円
(但し、入院期間1か月以上にわたる場合)
第3条 特別な場合で会長が必要と認めたときは、運営委員会に諮って金額その他を決する。
但し、急を要する場合、会長は副会長と協議して見舞金の執行を行い、後日運営委員会に報告し承認を得る。
第4条 この規定は昭和61年4月1日より効力を発する。
平成6年4月23日改訂

細則（5） 功労者表彰規定

- 第1条 表彰の対象は、運営委員及び会計監査を通算して2年務め、その任期を終了した者。
第2条 前条に該当しない者で、特別功労があったと会長が認めたときは運営委員会に諮って表彰することができる。
第3条 表彰は記念品を以てこれを行う。
第4条 この規定は昭和59年4月1日より効力を発する。

平成14年4月25日改訂

鎌ヶ谷市立道野辺小学校 P T A 運営組織図

